

令和4年度 学校経営計画

米沢市立塩井小学校

1 学校教育目標

子どもにとってやりがいに満ち、笑顔と挑戦にあふれた学校

2 めざす子どもの姿

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 学ぶ楽しさを感じ、精一杯考え、表現する子ども | 【学力】 |
| (2) 挑戦する心とへこたれない勁さを持つ子ども | 【自鍛力】 |
| (3) 自他の命や生き方・考え方を大切にする子ども | 【共感力】 |
| (4) 読書や様々な体験を通して感性を磨き地域を愛する子ども | 【感性】 |

3 めざす教師の姿

かけがえのない一人ひとりの子どもを、認め、鍛え、支え続ける教師

4 学校経営の方針

- (1) 米沢市まちづくり総合計画および米沢市教育振興基本計画の具現化を図る。
- (2) どの児童もかけがえのない存在と捉え、一人ひとりの状況、心理、背景を把握しながら大切に育む。
- (3) 活動のねらい（何のために、どの力につながるのか）を明確にしながら、自立に向かう4つの力（学力、自鍛力、共感力、感性）を育むことを意識して教育活動にあたる。
- (4) 未来に生きる児童のよりよい学習習慣、生活習慣の土台を作っているという責任を自覚し、自らの努力と相互の磨き合いにより教師としての指導力を高めていく。
- (5) 全職員が全児童の担任という意識を持ち、互いに連携、協力、補完し合いながら、組織として児童の教育にあたる。
- (6) 地域を学び、地域に学んで、児童の地域愛を醸成する。
- (7) 家庭、地域、幼保・中との連携、相互信頼を大切にし、協力して児童を育てる。

5 経営の重点と具体策

(1) 学力を高める

～学ぶ楽しさを感じ、精一杯考え、表現する子どもを育てるために～

① 探究型学習の推進

- ・教科の本質を押さえ、どのような資質・能力を身に付けさせるかの明確化
- ・年間計画の作成に伴う単元構成の工夫（カリキュラムマネジメントの推進）
- ・校内研究の推進と研究内容の日常化
- ・授業改善研修会の開催

- ② 基礎基本の確実な習得
 - ・朝学習（チャレンジ漢字、チャレンジ計算）の充実
 - ・年3回の「校長検定」の計画的な実施
 - ・総合学力検査の分析と結果を生かした指導
- ③ 基本的な学習習慣の形成
 - ・返事や基本的な聞き方・話し方の指導の徹底
 - ・授業中の正しい姿勢の意識化
 - ・「学習のやくそく」を基にした心構えの指導と定着化
- ④ 個に応じたきめ細やかな指導、学力の保障
 - ・適応指導補助員の計画的・効果的な活用
 - ・T T指導の充実
 - ・個に応じた補充問題・発展問題の準備
 - ・「学級学習の日」の設定と取り組みの工夫
- ⑤ I C T活用による学習活動の充実
 - ・大型提示装置や一人一台情報端末の有効活用
 - ・情報端末の家庭への持ち帰りやリモート授業への対応
 - ・情報活用能力、情報モラル・情報セキュリティの計画的な育成
 - ・教員によるI C T活用のための研修の計画的な実施
- ⑥ 家庭学習の充実、授業と家庭学習との連動
 - ・学年×10分を目安とした課題を与えることによる学習習慣の定着
 - ・自主学習の方法の指導、級友の学習方法の紹介
 - ・予習・復習や調べ学習・発展学習等を組み込んだ授業の展開
 - ・保護者と連携した取り組みの充実

(2) 自鍛力を高める

～挑戦する心とへこたれない勁さを持つ子どもを育てるために～

- ① 体育的活動の推進
 - ・体力や運動の技能を高めるとともに、運動の楽しさを味わわせ集団の規律を育む「さわやかスポーツタイム」の実施
 - ・「塩井っ子運動わざ」の各学年の目標達成に向けた計画的な指導・支援
 - ・体育を柱の一つにした校内研究の推進
 - ・対外的競技大会に向けた適切な取り組み
- ② 自己肯定感・自己有用感の育成
 - ・前向きな言葉の使用やよいことノート・感謝日記の推奨
 - ・児童会委員会や学級内の係活動、地域貢献活動等での人の役に立つ経験
 - ・過程や努力、やり切ったことへの承認、教師がともに喜ぶ姿勢、挑戦への励まし

- ・保護者や地域の方への啓発と、承認や称賛の声がけなどの協力のお願い
- ③ 自分を律する自己指導力の育成
 - ・ルールやマナーを守る意義の理解と生活指導の共通実践
 - ・SEL(社会性と情動の学習)の計画的な実践
 - ・失敗を認め、失敗から学ぶ姿勢の育成
- ④ 望ましい生活習慣の形成
 - ・規則正しい生活や食育の指導の計画的・効果的な実践
 - ・生活リズムふり返り週間の実施と保護者との連携
 - ・中学校と連携した毎週水曜日のメディアコントロールデー・読書の日の推奨
 - ・PTAと連携した正しい生活リズムやメディアコントロールの推進
- ⑤ キャリア教育の視点の意識化(将来とのつながり、社会的・職業的自立の意識)
 - ・活動の意義やねらいの確認と見通しやつながりを意識した取り組みの推進
 - ・教科の内容のつながり(下・上の学年、中学校、他の教科、将来の職業等)を意識した学習指導の展開
 - ・キャリアパスポートの積極的・効果的な活用

(3) 共感力を育てる

～自他の命や生き方・考え方を大切にする子どもを育てるために～

- ① いのちの教育、安全教育の充実
 - ・命の尊さを学ぶ「性といのちの学習」の実践
 - ・いのちや思いやりに関わる児童会活動の推進
 - ・校外生活と登下校時の安全確保のための日常指導の徹底
 - ・安全に避難する能力を育む具体的場面を明確にした避難訓練の実施
 - ・危機対応マニュアルに基づく職員訓練の実施
- ② 道徳の時間、道徳的活動の充実
 - ・道徳教育の全体計画に基づく学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - ・各教科・領域や体験活動との関連を図った道徳の時間の充実
 - ・家庭や地域の教育力を活用した道徳的活動の推進
- ③ 縦割り活動、異学年交流の工夫
 - ・「キラキラタイム」や「さわやかスポーツタイム」の有効活用
 - ・児童会集会活動等での児童主体の活動の推進
 - ・生活科や総合的な学習の時間での学年を越えた活動の実施
- ④ 児童会活動、学級内の自治活動の工夫
 - ・児童会委員会活動の計画的実施や内容の吟味による活動の活性化
 - ・6年生を中心とするリーダー育成のための丁寧な指導
 - ・一人一役による責任の明確化と取り組み・達成への称賛

⑤ 特別支援教育、教育相談活動の充実

- ・ 児童理解に基づいた一人ひとりのニーズや困り感の積極的な把握
- ・ Q-Uやアセスを基にした学級経営研修の実施
- ・ T Tおよび個別支援の充実
- ・ 毎週終会時の子どもを語る会や学期ごとの子どもと語る日の設定と効果的な実施
- ・ 関係機関との積極的な連携による支援の充実

⑥ 幼保・中学校との連携の推進

- ・ 幼保小連携会議による職員同士の情報交換
- ・ 1年生と年長児の交流会の実施
- ・ 小中連携の日や授業研究会での相互交流による職員同士の意思疎通の深化
- ・ 6年生の体験入学をはじめとする中学校との交流活動の推進
- ・ 出張授業など中学校教員の計画的な活用

(4) 感性を豊かにし、地域愛を醸成する

～読書や様々な体験を通して感性を磨き地域を愛する子どもを育てるために～

① 読書活動の充実

- ・ 朝のブックタイムや読み聞かせ、全校読書による意識の高揚と読書習慣の定着
- ・ 学級文庫の充実と教科書お薦め本の読書目標の設定、読書ノートの効果的な活用
- ・ 児童会図書委員会の活性化
- ・ 市の学校司書の有効活用、図書室の整備や展示の工夫による読書環境の改善
- ・ P T Aとの連携による親子読書をはじめとした“家読”の推進

② 自然体験や農業体験など体験活動の工夫、充実

- ・ 各学年の作物栽培や体験活動のねらいの明確化と事前・事後学習の充実
- ・ 米作り(種まき・田植え・稲刈り・感謝祭)を通じた感謝の気持ちや勤労意欲の育成

③ 地域学習の工夫・充実

- ・ 生活科や総合的な学習の時間での計画的な地域学習の推進
- ・ 外部講師の効果的な活用、丁寧な事前打ち合わせ
- ・ 「塩井少年教室」など地域主催の行事・活動との連携

④ P T Aおよび塩井コミセンの活動との連動

- ・ P T Aの専門部活動並びに学年行事等の精選と充実
- ・ コミセンと連携した活動の推進や情報の発信

⑤ 地域との交流の工夫

- ・ ねらいを明確にした地区運動会や地区文化祭等への参加・貢献
- ・ クリーン作戦はじめ地域貢献活動の推進
- ・ 外部指導者派遣事業の活用

塩井小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義及びいじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的的行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ととらえる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

<いじめの様態>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、捨てられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの解消

いじめの解消とは、以下の①・②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係わる行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）

②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

（被害児童本人及びその保護者へ面談等により確認する）

(3) 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童

- ・海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・被災地児童 等

3 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ・学校環境適応尺度「アセス」・「Q-Uテスト」を活用し、定期的・多面的に児童の学校適応感を把握し、よりの確な支援を行う。
- ・いじめの実態を把握するため、いじめアンケートを定期的に行い、児童の個別面談とあわせて早期対応を図る。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、学習についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 児童に培う力とその取組

① 児童に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力)
- ・ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力)
- ・自己有用感、自己肯定感

② その取組

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり (UDLの視点)
- ・一人一人が活躍できる集団づくり (学級経営・縦割り活動の充実)
- ・自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会。

- ・SEL（社会性と情動の学習）の計画的実施による望ましい対人スキルの獲得。
- ・目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会。
- ・社会参画活動の推進。

（3）いじめ防止のための組織（法22条：必置）と具体的な取組

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。
 - 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
 - 校外関係者：学校評議員、地区民生委員代表、主任児童委員、学校医
- ・当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急に会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

（4）児童の主体的な取組

- ・児童会によるあいさつ運動や「ふわふわことば」の使用等、児童自らがいじめの問題を含め、他人のことを考え思いやりの心を持つことができるような活動を推進する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ばせる。

（5）家庭・地域との連携

- ・学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ・学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と

連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃らいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、自学ノートや生活カード等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・電話相談窓口等について広く周知する。
- ・教育相談等で得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について

- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく米沢警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、

複数の教職員が連携し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) インターネット上のいじめへの対応 等

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局または地方法務局の協力や米沢警察署の適切な援助を求める。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学級懇談会、学校だより等で積極的

に理解を求めていく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

<重大事態に該当する状況>

- いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると考えられるケース

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学を余儀なくされた場合等

- いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめが関係することが考えられ、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、教育委員会の指示を仰ぎ迅速に対応する。

- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

<重大事態への対処の基本的な姿勢>

- いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- 児童・保護者を含め学校全体の問題であると認識し、予断を許さず客観的な事実関係の詳細を明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童及び保護者に十分説明し、理解を得ながら対応する。
- 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

<重大事態の報告>

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生と経過について報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

<調査の趣旨及び調査主体>

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止

に資するために行うものである。学校が調査の主体になった場合、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会に調査を依頼する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会から必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を仰ぐ。

<調査を行うための組織>

発生した事案が重大事態であると判断した場合は、いじめの防止等の対策のための組織等を母体として、適切な専門家を加えて調査を実施する。

<事実関係を明確にするための調査の実施>

重大事態に至る要因となったいじめ行為について、時期や具体的な内容、いじめの背景や児童の人間関係、学校の対応等、事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(2) 調査結果の提供および報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査した事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ・調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「いじめアンケート」の実施、それを受けた「子どもと語る日」を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ・具体的活動としては、アセス、Q-Uの実施・学級経営研修会・子どもと語る日・子どもを語る会を行う。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童にとって実感のともなう活動ができるよう価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ・あいさつ運動や「ふわふわ言葉・行動」の実践、縦割り班活動等により、児童の心を育ていく。

8 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・特に「道徳の授業」の充実、米沢市「だれもが行きたくなる学校づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

9 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

10 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、小・中学校間の連携及び交流、縦割り活動による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。